

ふれあいパスの更新についてのお知らせです

～29年度ふれあいバス乗車証の有効期間を1年延長します～

市では、70歳以上の方を対象に「ふれあいパス」を交付しています。

広報おたる2月号にも掲載しましたが、平成30年度については、更新手続きを一部簡略化し、平成29年度に発行したバス優待乗車に係る「ふれあいバス乗車証」の有効期間を1年延長して、平成31年3月31日まで有効とすることにしました。

平成29年度の「ふれあいバス乗車証」(平成30年3月31日まで有効と記載されたもの)は平成30年度も引き続き使用できますので、更新手続きは不要です。現在お使いの「ふれあいバス乗車証」を引き続きお使いいただけます。

【ふれあい回数券】

ふれあい回数券は、北海道中央バス、ジェイ・アール北海道バス、ニセコバスで利用できます。バス車内(ニセコバスを除く)、駅前ターミナル、市内の各営業所で、バス乗車証を掲示し、購入してください。(10枚1200円)。
なお、利用の際は乗務員にバス乗車証の提示も必要です。

※ふれあい回数券は、市外転出や死亡以外の理由での払い戻しは一切いたしませんのでご注意ください。また有効期限の切れたふれあい回数券は、上記

の理由でも払い戻しは一切いたしません。

【回数券の使用期限】

平成29年度のふれあい回数券（緑色）については、使用期限が平成30年5月31日までと記載されていますが、平成31年3月31日まで引き続き使用できます。

また、平成28年度のふれあい回数券（オレンジ色）は、平成30年4月1日以降は使用できません。

平成30年度に JR 特殊乗車券の利用を希望される方は以下をご覧ください

ふれあいパス制度については、年度ごとに「ふれあいバス乗車証」と「JR 特殊乗車券」のどちらかを選択していただいております。

平成30年度に JR 特殊乗車券ご希望の方については、市役所で交付します。また銭函地区（銭函・張碓町・春香町・桂岡町・見晴町・星野町）の方を対象に銭函市民センターでも交付します。

※平成29年度「ふれあいバス乗車証」ご利用の方で、30年度も引き続き「ふれあいバス乗車証」利用希望の方は手続きの必要はありませんのでご注意ください。

●29年度に JR 特殊乗車券の交付を受けた方で、30年度も同様に JR 特殊

乗車券の利用を希望される方。

申請に必要なもの

①身分証明書（健康保険証・運転免許証など）

②印鑑

- 29年度に「ふれあいバス乗車証」の交付を受けた方で、30年度はJR 特殊乗車券の利用に変更を希望される方。

申請に必要なもの

①29年度のふれあいバス乗車証（＝必ず引き換えになります）

②身分証明書（健康保険証・運転免許証など）

③印鑑

※変更の締め切りは平成30年4月20日（金）までとします。これを過ぎた場合は、変更は一切受付できませんのでご注意ください。

JR 特殊乗車券の交付日と会場

交付日は下の表のとおりです。3月23日（金）の会場は銭函市民センター、3月26日（月）～4月20日（金）（市役所閉庁日を除く）の会場は、「市役所本館1階 3番窓口」です。

※現在「ふれあいバス乗車証」ご利用の方で、30年度も引き続き「ふれあいバス乗車証」利用希望の方は手続きの必要はありませんのでご注意ください。

JR 特殊乗車券交付日程と交付会場

交付日	交付対象地域	交付会場・受付時間
【銭函方面】 3月23日 (金) 午前10時～ 午後4時	銭函・張碓町・春香町・桂岡町・見 晴町・星野町	銭函市民センター (銭函2-28-10)
3月26日(月) ～ 4月20日(金) (市役所閉庁日 を除く)	市内全域	市役所 本館1階 3番窓口
<p>※平成30年4月20日(金)を過ぎた場合は、変更は一切受付できませんのでご注意ください。</p> <p>※現在「ふれあいバス乗車証」ご利用の方で、30年度も引き続き「ふれあいバス乗車証」利用希望の方は手続きの必要はありません。</p>		

交付の内容

次の①～②のうち、いずれか一つです。

- ① 南小樽駅～塩谷駅間のJR乗車券30枚（無料乗車券）
- ② 小樽駅～ほしみ駅間のJR乗車券20枚（無料乗車券）

ご注意

一度交付した「JR特殊乗車券」を、年度途中で「ふれあいバス乗車証」に変更することは一切受け付けておりませんので、ご注意ください。

※問合せ先 地域福祉課 電話32-4111（内線412）
FAX22-6915